

1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

2 事業の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、建築主事を置く他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

建築基準法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第94号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第1 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (建築主事への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1～4	略	
5	法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査 (6の項に規定する完了検査を除く。)	(1) 略 (2) 法第7条の3第5項又は第18条第30項若しくは第34項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合 ア～ケ 略
6	法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査 (完了検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	略
7	法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	略
8	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作	略

別表第1 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (建築主事への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1～4	略	
5	法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査 (6の項に規定する完了検査を除く。)	(1) 略 (2) 法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合 ア～ケ 略
6	法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査 (完了検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	略
7	法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	略
8	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく工作	略

	物に関する完了検査	
9	法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査（10の項に規定する中間検査を除く。）	略
10	法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	略
11	法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築設備の中間検査	略
12	法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく工作物の中間検査	略

備考

1・2 略

3 9の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもの以外の工程の場合 指定された工程の階までの床があるものとみなした各階の床面積の合計（既に法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による中間検査を行った部分の床面積を除く。）

別表第2（第2条、第4条関係）

	物に関する完了検査	
9	法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査（10の項に規定する中間検査を除く。）	略
10	法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	略
11	法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築設備の中間検査	略
12	法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく工作物の中間検査	略

備考

1・2 略

3 9の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもの以外の工程の場合 指定された工程の階までの床があるものとみなした各階の床面積の合計（既に法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による中間検査を行った部分の床面積を除く。）

別表第2（第2条、第4条関係）

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	略
2～50	略	

別表第6（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	略	
2	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査（以下この表において「適合審査」という。）の申出を伴	(1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要しない建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略 (2) 略

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	略
2～50	略	

別表第6（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	略	
2	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査（以下この表において「適合審査」という。）の申出を伴	(1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要しない建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略 (2) 略

	う場合に限る。)	
3～7	略	

	う場合に限る。)	
3～7	略	